

改 正 案	現 行
<p>別添 自動車型式認証実施要領</p> <p>目 次</p> <p>第 1 ~ 第 4 (略)</p> <p>第 5 削除</p> <p>第 6 ・ 第 7 (略)</p> <p>第 1 用語の定義</p> <p>この通達における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (25) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>別添 自動車型式認証実施要領</p> <p>目 次</p> <p>第 1 ~ 第 4 (略)</p> <p>第 5 製造過程自動車の型式認定要領</p> <p>第 6 ・ 第 7 (略)</p> <p>第 1 用語の定義</p> <p>この通達における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (25) (略)</p> <p>(26) 「製造過程自動車の型式認定に関する規程」平成 26 年国土交通省告示第 120 号(以下「製造過程自動車告示」という。)第 2 条第 1 項に規定する製造の過程にある自動車であって国土交通大臣が指定するもの(以下「製造過程自動車」といふ。)とは、原動機により陸上を移動させること目的として製作した製造の過程にある自動車であって、物品積載装置等を装備した状態で車両総重量が7.5 トンを超える貨物の運送の用に供するもの(第 5 輪荷重を有するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。)をいふ。</p> <p>(27) 製造過程自動車告示第 2 条第 3 項第 3 号に規定する保安基準のうち国土交通大臣が指定するもの(以下「製造過程自動車の保安基準」といふ。)とは、法第 40 条の自動車の構造及び第 41 条の自動車の装置(第 7 号に規定する「車体」(最大積載量の車体表示及び巻込防止装置に限る。)、第 8 号に規定する「連結装置」、第 9 号に規定する「物品積載装置」、第 13 号に規定する「前照灯、番</p>

号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器」(運転台に備えるものを除く。)、第15号に規定する「方向指示器その他の指示装置」(運転台に備えるものを除く。)を除く。)並びに第42条の乗車定員又は最大積載量に関わる保安基準をいい、細目告示第1節の基準をいう。基準適用の詳細については別途定めるものとし、以下の読み替えを行うものとする。

① 「空車状態」は、「製造過程空車状態」とし、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し、巻込防止装置、連結装置及び物品積載装置を装備しない状態をいう。

② 「積車状態」は、「許容限度総重量状態」とし、自動車製作者が定めた前軸及び後軸の許容限度値で配分した車両総重量の許容限度値まで積載した状態をいう。

(28) 「製造過程自動車出荷検査終了証」とは、製造過程自動車の型式についての認定を受けたことを示すものをいう。

(29)～(36) (略)

(削る)

(26)～(33) (略)

第2～第4 (略)

第5 削除

第6 自動車型式認証申請書提出要領等

附則の適用段階	1 欄	2 欄	別添と附則の関係 (参考)		
			別添1 自動車型式 指定実施要 領	別添2 新型自動車 取扱要領	別添3 検査対象外軽自動車等 及び原動機付自転車用 原動機の型式認定要領
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附則の適用段階	1 欄	2 欄	別添と附則の関係 (参考)			
			別添1 自動車 型式指 定実施 要領	別添2 新型自 動車取 扱要領	別添3 検査対象外軽自 動車等及び原動 機付自転車用原 動機の型式認定 要領	別添4 製造過 程自 動 車の型 式認定 要領
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注：参考欄中の「○」は、別添1「自動車型式指定実施要領」、別添2「新型自動車取扱要領」、別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」に関するものを示す。

第7 (略)

別添1 自動車型式指定実施要領

目次 (略)

第1～第8 (略)

第9 変更届

1 型式指定規則第6条第1項第2号及び第3号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（型式指定規則第3条第2項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。

なお、型式指定規則第3条第2項第1号、第3号及び第4号から第8号までの書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。

第10～第17 (略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添付書面	記載要領等
1～5 (略)	(略)
<u>6 品質管理システムに係る業務組織</u> <u>を記載した書面（申請者がISO第9001号等を取得している場合（申請に係る自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。）にあっては、取得している事實を証する書面に代えることができる）</u>	<u>品質管理システムに係る業務の担当部門等が明確となるよう記載すること。</u> <u>ISO第9001号等を取得している事實を証する書面に代える場合は、取得証明書（写し）を添付すること。</u>

注：参考欄中の「○」は、別添1「自動車型式指定実施要領」、別添2「新型自動車等取扱要領」、別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」及び別添4「製造過程自動車の型式認定要領」に関するものを示す。

第7 (略)

別添1 自動車型式指定実施要領

目次 (略)

第1～第8 (略)

第9 変更届

1 型式指定規則第6条第1項第2号及び第3号の変更届は、当該変更に係る事項を記載した添付書面（型式指定規則第3条第2項の書面をいう。）と同一の様式により提出すること。

なお、型式指定規則第3条第2項第1号、第3号及び第4号から第7号までの書面で、項目等の追加により2葉となる場合等にあってはこの限りでない。

第10～第17 (略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添付書面	記載要領等
1～5 (略)	(略)
(新設)	(新設)

<p>る。この場合において、EN (European Norm) ISO 900 1、JIS (日本産業規格) Q 9 001 又は IATF 16949 の各規格は ISO 9001 と同等以上の規格の例とする。)</p>			
<p>7 品質管理システムに係る実施要領を記載した書面 (申請者が ISO 第 9001 号等を取得している場合 (申請に係る自動車に関し、主たる製作工場について取得している場合に限る。) にあっては、取得している事實を証する書面に代えることができる。)</p>	<p>次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 品質管理システムの方針及び目標 2 品質管理システムに係る計画 3 品質管理システムに係る評価の方法 4 繼続的改善並びに是正措置及び予防措置 (不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。) <p>ISO 第 9001 号等を取得している事實を証する書面に代える場合は、取得証明書 (写し) を添付すること。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>8 完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面</p>	<p>完成検査及び装置の検査の業務の担当部門等が明確となるよう記載すること。</p> <p>なお、次の業務を行う組織もあわせて記載すること。</p>	<p>6 完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面</p>	<p>完成検査及び装置の検査の業務の担当部課が明確となるよう記載すること。</p> <p>なお、次の業務を行う組織もあわせて記載すること。</p>

	<p>1 完成検査又は装置の検査を統計的手法を用いて実施する場合における<u>当該業務</u>を行う組織</p> <p>2 自動車の組立ての工程で完成検査及び装置の検査を実施する場合における<u>当該業務</u>を行う組織</p> <p>3 自動車検査用機械器具により自動で完成検査を実施する場合における<u>当該業務</u>を行う組織</p> <p>4 (略)</p>		<p>1 完成検査又は装置の検査を統計的手法を用いて実施する場合における<u>当該品質管理の業務</u>を行う組織</p> <p>2 自動車の組立ての工程で完成検査及び装置の検査を実施する場合における<u>当該品質管理の業務</u>を行う組織</p> <p>3 自動車検査用機械器具により自動で完成検査を実施する場合における<u>当該品質管理の業務</u>を行う組織</p> <p>4 (略)</p>
<p><u>9 完成検査及び装置の検査の実施要領を記載した書面</u></p>	<p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>6～10 (略)</u></p> <p><u>11 完成検査に係る誓約書</u> 型式指定規則第3条第2項<u>第5号</u>の書面に記載された内容に従って完成検査を実施することを誓約する旨</p> <p><u>12 変更の管理に関する手順 (実施規程第2条第2項の規定に基づき提出</u></p>	<p><u>7 完成検査及び装置の検査の実施要領を記載した書面</u></p>	<p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 品質保証体系図</u> <u>法第75条第4項の規定による譲渡後の自動車の品質管理に係る体制</u> <u>(品質保証に関連する部署が記載されたもの)</u> 及び<u>当該体制を記載した主要規程類の名称</u></p> <p><u>7～11 (略)</u></p> <p><u>12 完成検査に係る誓約書</u> 型式指定規則第3条第2項<u>第4号</u>の書面に記載された内容に従って完成検査を実施することを誓約する旨 (新設)</p>

	<u>する場合に限る。)</u>	
<u>10</u> (略)	(略)	
<u>11～13</u> (略)	(略)	
<u>14</u> 型式指定規則第3条第2項 <u>第10号</u> に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)	
<u>15</u> (略)	(略)	
<u>8</u> (略)	(略)	
<u>9～11</u> (略)	(略)	
<u>12</u> 型式指定規則第3条第2項 <u>第9号</u> に該当する者にあっては、不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	(略)	
<u>13</u> (略)	(略)	

別紙1・別紙2 (略)

別紙3 (第8関係)

1～3 (略)

4 関係規定の整備

完成検査終了証の発行の事実の記録を本要領により行う場合には、型式指定規則第3条第2項第7号に規定する完成検査終了証の発行要領を記載した書面に、本要領の内容を明示しておくこと。

別添2・別添3 (略)

(削る)

附則1 自動車等の同一型式判定要領

第1 自動車等の同一型式の範囲

次に掲げる申請又は届出を行なう場合において同一の型式として処理できる範囲は、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の構造・装置が、すでに指定又は認定を受け、若しくは新型届出を行なった自動車等の構造・装置と比較して、その相違が別表第1に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

別紙1・別紙2 (略)

別紙3 (第8関係)

1～3 (略)

4 関係規定の整備

完成検査終了証の発行の事実の記録を本要領により行う場合には、型式指定規則第3条第2項第6号に規定する完成検査終了証の発行要領を記載した書面に、本要領の内容を明示しておくこと。

別添2・別添3 (略)

別添4 製造過程自動車の型式認定要領

附則1 自動車等の同一型式判定要領

第1 自動車等の同一型式の範囲

1 次に掲げる申請又は届出を行なう場合において同一の型式として処理できる範囲は、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の構造・装置が、すでに指定又は認定を受け、若しくは新型届出を行なった自動車等の構造・装置と比較して、その相違が別表第1に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

<p>(1) ~ (3) (略) (削る)</p> <p>第2 類別</p> <p>1 (略) (削る)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>附則2・附則3 (略)</p> <p>附則4</p> <p>第1 本要領の適用</p> <p>型式指定規則第3条の規定による指定の申請（以下「型式指定申請」という。）、 型式指定規則第6条第1項第2号第2欄中括弧書に係る変更の届出、同項第3号</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>2 製造過程自動車告示第2条第1項の規定による認定の申請、第4条第1項の規定による変更の届出を行なう場合において、同一の型式として処理できる範囲は製造過程自動車の構造・装置がすでに認定を受けた自動車等の構造・装置と比較して、その相違が別表第2に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。</u></p> <p>第2 類別</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 この通達の別添4「製造過程自動車の型式認定要領」による場合は、自動車等の構造・装置が、すでに認定を受け、若しくは認定を行った自動車の構造・装置と比較して、その相違が第1第2項の同一型式の範囲内にあり、かつ、類別を区分する項目の基準諸元（懸架装置の種類（空気ばね、コイルばね、板ばねの別）、軸距、最大積載量、許容限度総重量、許容限度軸重、乗車定員、車輪配列、原動機仕様（最高出力、最大トルク）、騒音、排出ガス重量をいう。（本項において以下同じ。））の一つが異なるときは、相違する当該基準諸元ごとに少なくとも「類別」を設けなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>附則2・附則3 (略)</p> <p>附則4</p> <p>第1 本要領の適用</p> <p>型式指定規則第3条の規定による指定の申請（以下「型式指定申請」という。）、 型式指定規則第6条第1項第2号第2欄中括弧書に係る変更の届出、同項第3号</p>
--	---

の規定による変更の届出、型式指定規則第3条の2の規定による既指定自動車型式指定の申請（以下「既指定型式指定申請」という。）、この通達の別添2「新型自動車取扱要領」第2第1項による届出（以下「新型届出」という。）及び同取扱要領第4第1項による変更の届出（以下「新型変更届出」という。）に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその添付書面についての提出方法は、この通達の別添1「自動車型式指定実施要領」及び別添2「新型自動車取扱要領」によるほか、本要領に定めるところによる。

第2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、型式指定規則第6条第1項第2号第2欄中括弧書に係る変更の届出、同項第3号の規定による届出又は新型変更届出を行う場合であって、その変更が附則4の2「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第1分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときは、当該書面を第1分冊に添付するものとする。

第1分冊 申請書等、別記様式の提出書面一覧表及び別表第1の添付書面

第2分冊 申請書等の写し、別記様式の提出書面一覧表、別表第2の添付書面及び審査事務規程に定める添付書面

第3 申請書等及びその添付書面の提出先及び提出時期

（1）（略）

の規定による変更の届出、型式指定規則第3条の2の規定による既指定自動車型式指定の申請（以下「既指定型式指定申請」という。）、この通達の別添2「新型自動車取扱要領」第2第1項による届出（以下「新型届出」という。）及び同取扱要領第4第1項による変更の届出（以下「新型変更届出」という。）及び製造過程自動車告示第2条第1項の規定による認定の申請（以下「製造過程自動車認定申請」という。）、製造過程自動車告示第5条第1項の規定による変更の届出（以下「製造過程自動車変更届出」という。）に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）及びその添付書面についての提出方法は、この通達の別添1「自動車型式指定実施要領」及び別添2「新型自動車取扱要領」及び別添4「製造過程自動車の型式認定要領」によるほか、本要領に定めるところによる。

第2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、型式指定規則第6条第1項第2号第2欄中括弧書に係る変更の届出、同項第3号の規定による届出又は新型変更届出又は製造過程自動車変更届出を行う場合であって、その変更が附則4の2「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第1分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第1分冊に添付するものとする。

第1分冊 申請書等、別記様式の提出書面一覧表及び別表第1の添付書面

第2分冊 申請書等の写し、別記様式の提出書面一覧表、別表第2の添付書面及び審査事務規程に定める添付書面

第3 申請書等及びその添付書面の提出先及び提出時期

（1）（略）

(2) 提出時期

第1分冊は申請書等の提出時に提出し、第2分冊は第1分冊の提出時期とほぼ同時期に提出すること。

ただし、第1分冊については別記様式の提出書面一覧表を除き、第2分冊の自動車審査部の審査終了前までに提出することができる。このとき、電子申請による申請である場合にあっては、諸元表（型式指定申請及び新型自動車届出の第1号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2に限る。）以外の添付書面については、審査・リコール課個別業務システムの別送ファイルの自動引当機能を利用可能とする引当表ファイルを含めて提出すること。

第4 申請等の際の説明

型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出及び新型変更届出（第2ただし書きに規定する場合を除く。以下「申請等」という。）を行おうとする者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる部署に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。ただし、点検整備方式についての説明は、特に必要があると認められる場合に限る。

電子申請により申請又は届出を行う場合には、国土交通省自動車局に対する説明を必要に応じて省略することができる。

別表第1（申請書等の添付書面・審査・リコール課用）（第2関係）

整理番号	添付書面の名稱	提出時の注意事項等	提出の要否			
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
			乗用車	その他	乗用車	その他

(2) 提出時期

第1分冊は申請書等の提出時に提出し、第2分冊は第1分冊の提出時期とほぼ同時期に提出すること。

ただし、第1分冊については別記様式の提出書面一覧表を除き、第2分冊の自動車審査部の審査終了前までに提出することができる。このとき、電子申請による申請である場合にあっては、諸元表（型式指定申請及び新型自動車届出の第1号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2 並びに製造過程自動車認定申請の第2号様式に限る。）以外の添付書面については、審査・リコール課個別業務システムの別送ファイルの自動引当機能を利用可能とする引当表ファイルを含めて提出すること。

第4 申請等の際の説明

型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出、新型変更届出、製造過程自動車認定申請及び製造過程自動車変更届出（第2ただし書きに規定する場合を除く。以下「申請等」という。）を行おうとする者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる部署に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。ただし、点検整備方式についての説明は、特に必要があると認められる場合に限る。

電子申請により申請又は届出を行う場合には、国土交通省自動車局に対する説明を必要に応じて省略することができる。

別表第1（申請書等の添付書面・審査・リコール課用）（第2関係）

整理番号	添付書面の名稱	提出時の注意事項等	提出の要否			
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
			乗用	その	乗用	その

			に係る とき	の自動 車に係 るとき	に係る とき	の自動 車に係 るとき			車に 係る とき	他 の 自動 車に 係る とき	車に 係る とき	他 の 自動 車に 係る とき	車認 定に 係る 場合
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	車台番号の 打刻届出書 (写し)	型式指定申 請 <u>又は新型届 出</u> に係る場合 に限る。なお、 電子申請によ り打刻届出を 行い、かつ、当 該申請又は届 出を行った場 合には書面の 提出を省略す ることが可能 る。	(略)	(略)	(略)	(略)	2	車台番号の 打刻届出書 (写し)	型式指定申 請、 <u>新型届出</u> <u>又は製造過程</u> <u>自動車認定申</u> 請に係る場合 に限る。なお、 電子申請によ り打刻届出を 行い、かつ、当 該申請又は届 出を行った場 合には書面の 提出を省略す ることが可能 る。	(略)	(略)	(略)	(略)
3	原動機の型 式の打刻届 出書 (写し)	型式指定申 請 <u>又は新型届 出</u> に係る場合 に限る。なお、	(略)	(略)	(略)	(略)	3	原動機の型 式の打刻届 出書 (写し)	型式指定申 請、 <u>新型届出</u> <u>又は製造過程</u> <u>自動車認定申</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

		電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。							請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。					
4	構造変更経緯書	既指定型式 指定申請 <u>又は</u> <u>新型変更届出</u> (以下「既指定型式指定申請 等」という。)に係る場合に限る。なお、電子申請により当該申請又は届出を行った場合には、当該書面の提出を省略	(略)	(略)	(略)	(略)		4	構造変更経緯書	既指定型式 指定申請、 <u>新</u> <u>型変更届出又</u> <u>は製造過程自</u> <u>動車変更届出</u> (以下「既指定型式指定申請 等」という。)に係る場合に限る。なお、電子申請により当該申請又は届出を行った場合に	(略)	(略)	(略)	(略)

		することができる。								は、当該書面の提出を省略することができる。					
5	構造・装置の概要説明書		(略)	(略)	(略)	(略)				は、当該書面の提出を省略することができる。					
	(1)主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出又は新型変更届出の別								記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出、新型変更届出、製造過程自動車認定申請又は製造過程自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		②～⑨ (略)											
	(2) • (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
6 ～ 11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
12	完成検査及び 装置の検査の 実施要領 (1) ~ (5) (略) <u>(削る)</u> <u>(6) ~ (11)</u> <u>(略)</u> <u>(12) 変更管</u> <u>理手順</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
13 ～ 16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
17	(略)	型式指定申請 において、型式 指定規則 <u>第3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)							
							変更届出の 別 ②～⑨ (略)						
	(2) • (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
6 ～ 11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
12	完成検査及び 装置の検査の 実施要領 (1) ~ (5) (略) <u>(6) 品質保証</u> <u>体系図</u> <u>(7) ~ (12)</u> <u>(新設)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
13 ～ 16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
17	(略)	型式指定申請 において、型式 指定規則 <u>第3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		<p><u>条第2項第10号</u>に該当する者に限る。</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>1・2 (略)</p>							<p><u>条第2項第9号</u>に該当する者に限る。</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>1・2 (略)</p>					
18	(略)	<p>型式指定申請 <u>又は新型届出</u>において、改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等により申請等があった自動車のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている自動車の申請等の場合に限る。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)		18	(略)	<p>型式指定申請、<u>新型届出</u> <u>又は製造過程自動車認定申請</u>において、改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等により申請等があった自動車のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている自動車</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 「乗用車」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車をいう。

		の申請等の場合に限る。					
19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 1 「乗用車」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車をいう。

2 製造過程自動車認定に係る場合、添付書面の名称欄及び提出時の注意事項等欄の「完成検査」を「出荷検査」に、「完成検査終了証」を「製造過程自動車出荷検査終了証」に読み替える。

3 製造過程自動車認定に係る場合、整理番号 12 完成検査及び装置の検査の実施要領(5)及び(9)から(12)の書面については提出を要しない。

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車認証審査部用) (第2関係)

整 理 番 号	添 付 書 面 の 名 称	提出時の注意事項等	提出の要否			
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	車台番号の打刻届出書(写し)	型式指定申請又は新型届出に係る場合に限る。なお、	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車認証審査部用) (第2関係)

整 理 番 号	添 付 書 面 の 名 称	提出時の注意事項等	提出の要否				製 造 過 程 自 動 車 認 定 に 係 る 場 合	
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合			
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき		
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2	車台番号の打刻届出書(写し)	型式指定申請又は新型届出又は製造過程自動車認定申	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。							請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。				
3	原動機の型式の打刻届出書（写し）	型式指定申請 <u>又は新型届出</u> に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる。	(略)	(略)	(略)	(略)			型式指定申請、 <u>新型届出</u> 又は製造過程自動車認定申請に係る場合に限る。なお、電子申請により打刻届出を行い、かつ、当該申請又は届出を行った場合には書面の提出を省略することができる	(略)	(略)	(略)	(略)

4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		4	(略)	(略)	(略)	(略)		
5	構造・装置の概要説明書		(略)	(略)	(略)	(略)		5	構造・装置の概要説明書		(略)	(略)		
	(1)主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出 <u>又は新型変更届出</u> の別							(1)主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①型式指定申請、既指定型式指定申請、新型届出、 <u>新型変更届出、製造過程自動車認定申請又は製造過程自動車変更届出</u> の別				

		②～⑨ (略)				
(2) ~ (14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6 ～ 16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 (略)

別記様式1 (略)

別紙2-1～別紙2-3 (略)

附則5

第1 総則

1 本要領の適用

本要領は、法第75条第1項の規定による自動車の型式についての指定(以下「型式指定」という。)、施行規則第62条の3第1項の規定による検査対象外軽自動車等(農耕作業用の小型特殊自動車及び施行規則第62条の3第2項ただし書の規定による国土交通大臣の指定する小型特殊自動車を除く。)の型式についての認定(以下「型式認定」という。)及びこの通達の別添2「新型自動車取扱要領」による届出(以下「新型届出」という。)に関して作成する諸元表の記載について適用する。

電子申請により申請又は届出を行う場合には、本記載要領による他、附則5の2の取扱いにより行うこととする。

2 車種別の様式

		②～⑨ (略)					
(2) ~ (14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6 ～ 16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別記様式1 (略)

別紙2-1～別紙2-3 (略)

附則5

第1 総則

1 本要領の適用

本要領は、法第75条第1項の規定による自動車の型式についての指定(以下「型式指定」という。)、施行規則第62条の3第1項の規定による検査対象外軽自動車等(農耕作業用の小型特殊自動車及び施行規則第62条の3第2項ただし書の規定による国土交通大臣の指定する小型特殊自動車を除く。)の型式についての認定(以下「型式認定」という。)、製造過程自動車告示第2条第1項の規定による製造過程自動車の型式の認定(以下「製造過程自動車認定」という。)及びこの通達の別添2「新型自動車取扱要領」による届出(以下「新型届出」という。)に関して作成する諸元表の記載について適用する。

電子申請により申請又は届出を行う場合には、本記載要領による他、附則5の2の取扱いにより行うこととする。

2 車種別の様式

記載項目のうち車種により不要なものがあるときは、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。例えばトレーラの場合には、原動機を削った様式とすることができる。

3・4 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1 指定番号、認定番号、新型自動車番号

型式指定規則第5条の規定により告示されたものはその指定番号を、施行規則第62条の3第4項の規定により告示されたものはその認定番号を、新型自動車取扱要領により届出されたものはその新型自動車番号をそれぞれ記入する。

なお、新型自動車番号には、「新」を冠して記入する。

1-2 指定年月日、認定年月日、新型届出年月日

型式指定又は型式認定がなされた年月日を記入する。ただし、新型届出をした自動車にあっては、当該届出が受理された年月日を記入する。

1-3 既指定自動車型式指定年月日、変更届出年月日

自動車等の構造・装置の変更が1-13の類別区分番号の変更を伴う場合には、次の年月日を記入する。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

記載項目のうち車種により不要なものがあるときは、当該項目を削った様式により記載して差し支えない。例えばトレーラの場合には、原動機を削った様式とすることができる。

なお、製造過程自動車の場合は該当する項目のみを記載すること。

3・4 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1 指定番号、認定番号、新型自動車番号

型式指定規則第5条の規定により告示されたものはその指定番号を、施行規則第62条の3第4項の規定により告示されたものはその認定番号を、製造過程自動車告示第2条第6項の規定により公表されたものはその型式認定番号を、新型自動車等取扱要領により届出されたものはその新型自動車番号をそれぞれ記入する。

なお、新型自動車番号には、「新」を冠して記入する。

1-2 指定年月日、認定年月日、新型届出年月日

型式指定型式認定又は製造過程自動車認定がなされた年月日を記入する。ただし、新型届出をした自動車にあっては、当該届出が受理された年月日を記入する。

1-3 既指定自動車型式指定年月日、変更届出年月日

自動車等の構造・装置の変更が1-13の類別区分番号の変更を伴う場合には、次の年月日を記入する。

(1)・(2) (略)

(3) 型式認定を受けた製造過程自動車にあっては、製造過程自動車告示第4条第1項第1号の規定により構造・装置の変更届出がなされた年月日

(4) (略)

<p>1－4 車名及び型式 型式指定の申請者、型式認定の申請者又は新型自動車等の届出者（以下「申請者等」という。）が呼ぶ車名及び型式を記入する。</p> <p>1－5～1－7</p> <p>1－8 自動車の種別 施行規則別表第1に規定する自動車の種別又は同規則第1条に規定する原動機付自転車の種別を次の例により記入する。</p> <p>例 普通、小型、小型（2輪）、大型特殊、小型特殊、軽（4輪）、軽（2輪）、第1種原動機付自転車（3輪）</p> <p>1－9～1－12 （略）</p> <p>1－13 類別区分番号 型式指定自動車について、次の各号により記入する。また、型式指定自動車以外の自動車についても、同じ方法により類別区分番号を記入してよい。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>1－14・1－15 （略）</p> <p>1－16 用途 乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車、幼児専用車（細目告示第28条第1項第2号の幼児専用車をいう。以下同じ。）又は建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械に該当する大型特殊自動車をいう。）のいずれかであるかを次の例により記入する。この場合において乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び特種用途自動車の区分は、「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月6日自車第452号）に定めるところによる。</p>	<p>1－4 車名及び型式 型式指定の申請者、型式認定の申請者、<u>製造過程自動車の申請者</u>又は新型自動車等の届出者（以下「申請者等」という。）が呼ぶ車名及び型式を記入する。</p> <p>1－5～1－7</p> <p>1－8 自動車の種別 施行規則別表第1に規定する自動車の種別又は同規則第1条に規定する原動機付自転車の種別を次の例により記入する。</p> <p><u>なお、製造過程自動車にあっては記載を要しない。</u></p> <p>例 普通、小型、小型（2輪）、大型特殊、小型特殊、軽（4輪）、軽（2輪）、第1種原動機付自転車（3輪）</p> <p>1－9～1－12 （略）</p> <p>1－13 類別区分番号 型式指定自動車<u>及び製造過程自動車</u>について、次の各号により記入する。また、型式指定自動車<u>及び製造過程自動車</u>以外の自動車についても、同じ方法により類別区分番号を記入してよい。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>1－14・1－15 （略）</p> <p>1－16 用途 乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車、幼児専用車（細目告示第28条第1項第2号の幼児専用車をいう。以下同じ。）又は建設機械（建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に掲げる建設機械に該当する大型特殊自動車をいう。）のいずれかであるかを次の例により記入する。この場合において乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び特種用途自動車の区分は、「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月6日自車第452号）に定めるところによる。</p>
---	--

<p>なお、建設機械以外の大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。</p> <p>用途を2種類以上設定する場合には、各々の用途を「/」でつなぐものとする。また、用途毎に別頁としそれぞれの用途を記載してもよい。</p> <p>例 乗用、乗合、貨物、特種、幼児専用、建設機械、乗合／幼児専用 <u>1-17～1-19</u> (略)</p> <p>1-20 軸距</p> <p>保安基準第1条第1項第6号に規定する空車状態（以下「空車状態」という。）における前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離（カタピラ式にあってはカタピラの接地長さ）を記入する。ただし、セミ・トレーラにあっては連結部（第5輪）中心から後車軸中心までの水平方向の距離を軸距とし、3以上の車軸を有する自動車にあっては次の例により第1軸距と第2軸距に分けて前から順に記入し、必要な場合には、その合計を付記する。また、フル又はセミ兼用のトレーラでドリーにオフセットがある場合には、それぞれの軸距を記入する。</p> <p>記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。</p> <p>例 3軸車の場合 $4.400 + 1.300 = 5.700$</p> <p>1-21 (略) <u>(削る)</u></p> <p><u>1-22～1-24</u> (略)</p> <p><u>1-25</u> 最大積載量</p> <p>保安基準第53条第1項の規定による最大積載量（けん引自動車にあっては、連結部（第5輪）にかかる最大許容荷重とする。）を100から5,000までは50毎、</p>	<p>なお、建設機械以外の大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。</p> <p><u>また、製造過程自動車にあっては、「貨物」と記載するものとする。</u></p> <p>用途を2種類以上設定する場合には、各々の用途を「/」でつなぐものとする。また、用途毎に別頁としそれぞれの用途を記載してもよい。</p> <p>例 乗用、乗合、貨物、特種、幼児専用、建設機械、乗合／幼児専用 <u>1-17～1-19</u> (略)</p> <p>1-20 軸距</p> <p>保安基準第1条第1項第6号に規定する空車状態（以下「空車状態」という。） <u>（製造過程自動車にあっては、製造過程空車状態とする。）</u>における前後の車軸の中心間で車両中心線に平行な水平距離（カタピラ式にあってはカタピラの接地長さ）を記入する。ただし、セミ・トレーラにあっては連結部（第5輪）中心から後車軸中心までの水平方向の距離を軸距とし、3以上の車軸を有する自動車にあっては次の例により第1軸距と第2軸距に分けて前から順に記入し、必要な場合には、その合計を付記する。また、フル又はセミ兼用のトレーラでドリーにオフセットがある場合には、それぞれの軸距を記入する。</p> <p>記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。</p> <p>例 3軸車の場合 $4.400 + 1.300 = 5.700$</p> <p>1-21 (略)</p> <p><u>1-22 車両最大長さ、車両最大幅（製造過程自動車のみ）</u></p> <p><u>当該自動車に許容できる最大寸法を記入する。</u></p> <p><u>1-23～1-25</u> (略)</p> <p><u>1-26</u> 最大積載量</p> <p>保安基準第53条第1項の規定による最大積載量（<u>製造過程自動車にあっては、自動車製作業者等が定める許容限度（総重量又は軸重の和の小さい方）</u>から乗車定</p>
---	---

5,000 を超える場合は 100 毎（単位は kg）に記入する。

ただし、ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するコンテナ・セミトレーラにあっては、この限りではない。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を記入し、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を（ ）書で付記する。ただし、次に掲げるものにあっては、次の各号によって算出した値を記入する。

(1)～(6) (略)

(削る)

1-26 (略)

(削る)

員、製造過程空車状態の重量並びに標準の荷台及び巻込防止装置の重量を減じた値、けん引自動車にあっては、連結部（第 5 輪）にかかる最大許容荷重とする。）を 100 から 5,000 までは 50 毎、5,000 を超える場合は 100 毎（単位は kg）に記入する。

ただし、ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するコンテナ・セミトレーラにあっては、この限りではない。

また、折り畳み座席又は脱着式座席を有するバン型貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し、物品積載設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を記入し、乗車設備を最大限に利用した状態において定めた最大積載量を（ ）書で付記する。ただし、次に掲げるものにあっては、次の各号によって算出した値を記入する。

(1)～(6) (略)

1-27 最小車両重量（製造過程自動車のみ）

当該自動車に許容できる最小重量（製造過程自動車に荷台及び巻込防止装置を装着した重量であって、自動車製作者等が定めた最小の重量をいう。）を記入する。

1-28 (略)

1-29 許容限度（製造過程自動車に限る。）

製造過程自動車の許容限度について、当該製造過程自動車又は車台に許容できるそれぞれの軸重及び車両総重量の限度を次の各号に留意して記入する。

記入値は整数位までとし、末尾を 0 に丸める。

(1) 許容限度は、限度内で最大の諸元の自動車が製作された場合においても、当該自動車の構造・装置が細目告示第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条及び第 22 条（車体を除く）の規定に適合するものであること。

(2) 許容限度は、当該自動車の車台の構造・装置に変更を加えない場合におけるものであること。この場合において、使用するタイヤの推奨荷重は考慮しないも

のとする。

(3) 許容限度は、当該自動車の構造・装置を総合的に考慮のうえ、安定性及び操縦性が確保される範囲内で定められたものであること。

(4) 複軸を有する自動車の軸重については、それぞれの軸重の許容限度の合計を記入すること。

なお、それぞれの軸に係る許容限度が相違する場合には、それぞれの許容限度を付記すること。

例 1 前前軸重 3,100 kg

後後軸重 5,800 kg

総重量 8,000 kg

例 2 前前軸重 5,400 kg

前後軸重 5,400 kg

後前軸重 8,500 kg

後後軸重 8,500 kg

総重量 25,000 kg

1-27～1-34 (略)

2 重心高

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

空車状態における重心の高さを記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。なお、貨物の運送の用に供する自動車であって最大積載量

1-30～1-37 (略)

2 重心高

別添1「自動車型式指定実施要領」で定める第1号様式の諸元表を提出する自動車等は記載を要しない。

空車状態における重心の高さを記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。なお、貨物の運送の用に供する自動車であって最大積載量

<p>750 kg以上のもの及び乗車定員 11 人以上の乗合自動車（モノコック構造のものを除く。）にあっては、空車状態に相当するシャシの重心の高さを（ ）書により付記する。</p> <p>例 0. 745(0. 685) - (0. 685)</p> <p>3～10 (略)</p> <p>11 走行装置</p> <p>空車状態における値を記入する。なお、後輪かじ取式のものにあっては、諸元表中「前車軸」とあるのは「後車軸」と、「後車軸」とあるのは「前車軸」とする。</p> <p>11- 1～11- 4 (略)</p> <p>11- 5 タイヤの空気圧</p> <p>自動車等の製作者が定める空気圧を整数位まで記入し、末尾を0に丸めるか、又は小数第1位を四捨五入する。ただし、タイヤ規格に規定がある場合は、これに基づき記入する。</p> <p>また、空車状態及び積車状態についてそれぞれ定めている場合には、積車状態について定めた空気圧を記入する。</p> <p>11- 6 許容限度</p> <p>許容限度は、貨物を運送する自動車、乗車定員 11 人以上の乗合自動車及び大型特殊自動車について、当該自動車又は車台に許容できるそれぞれの軸重及び車両総重量の限度を次の各号に留意して記入する。ただし、大型特殊自動車にあっては、記入を省略して差し支えない。</p> <p>記入値は整数位までとし、末尾を0に丸める。</p>	<p>750 kg以上のもの及び乗車定員 11 人以上の乗合自動車（モノコック構造のものを除く。）にあっては、空車状態に相当するシャシの重心の高さを、<u>製造過程自動車にあっては、製造過程空車状態の最大となる重心高の代表を</u>（ ）書により付記する。</p> <p>例 0. 745(0. 685) - (0. 685)</p> <p>3～10 (略)</p> <p>11 走行装置</p> <p>空車状態における値を記入する。なお、後輪かじ取式のものにあっては、諸元表中「前車軸」とあるのは「後車軸」と、「後車軸」とあるのは「前車軸」とする。</p> <p>11- 1～11- 4 (略)</p> <p>11- 5 タイヤの空気圧</p> <p>自動車等の製作者が定める空気圧を整数位まで記入し、末尾を0に丸めるか、又は小数第1位を四捨五入する。ただし、タイヤ規格に規定がある場合は、これに基づき記入する。</p> <p>また、空車状態及び積車状態についてそれぞれ定めている場合には、積車状態について定めた空気圧を記入する。</p> <p><u>なお、製造過程自動車にあっては、積車状態を許容限度総重量状態と読み替えて記入する。</u></p> <p>11- 6 許容限度 <u>（製造過程自動車を除く。）</u></p> <p>許容限度は、貨物を運送する自動車、乗車定員 11 人以上の乗合自動車及び大型特殊自動車について、当該自動車又は車台に許容できるそれぞれの軸重及び車両総重量の限度を次の各号に留意して記入する。ただし、大型特殊自動車にあっては、記入を省略して差し支えない。</p> <p>記入値は整数位までとし、末尾を0に丸める。</p>
---	--

<p>(1)～(6) (略) 12～29-3 (略) 29-4 主ブレーキ (1) 制動力 (踏力)</p> <p>保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第2項、第4項、第5項及び第6項に規定する自動車(細目告示第15条第2項ただし書きの規定により同条第3項の規定を適用する自動車を除く。)にあっては、積車状態で減速度が5.0m/s²(保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第5項に規定する最高速度が80km/h未満の自動車にあっては4.0m/s²)、細目告示第15条第3項に規定する自動車(細目告示第15条第2項第2号の規定により同条第3項の規定を適用する自動車を含む。)にあっては、積車状態で減速度が6.43m/s²となる制動力及び当該制動力が得られる踏力(被けん引自動車にあっては作動圧)を次の例により記入する。</p> <p>なお、計算値の場合には()書によりその旨付記する。制動力、踏力の記入値は記入値は整数位までとし、10N未満は切り捨てる。</p> <p>また、記入方法は、制動力(踏力)／減速度とする。</p> <p>例 9800(390)/5.0m/s² 12740(440)/6.43m/s² (計算値)</p> <p>29-5 駐車ブレーキ</p> <p>積車状態で減速度が1.8m/s² (乗用自動車(細目告示第15条第3項に規定する自動車)又は貨物自動車(細目告示第15条第2項第2号の規定により同条第3項の規定を適用する自動車に限る。)にあっては積車状態で2.0m/s²、大型特殊自動車等(細目告示第15条第5項に規定する自動車)にあっては空車状態で2.0m/s²)となる制動力及び当該制動力が得られる操作力を次の例により記入する。</p>	<p>(1)～(6) (略) 12～29-3 (略) 29-4 主ブレーキ (1) 制動力 (踏力)</p> <p>保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第2項、第4項、第5項及び第6項に規定する自動車(細目告示第15条第2項ただし書きの規定により同条第3項の規定を適用する自動車を除く。)にあっては、積車状態(<u>製造過程自動車は、許容限度総重量状態</u>)で減速度が5.0m/s²(保安基準第12条第2項並びに細目告示第15条第5項に規定する最高速度が80km/h未満の自動車にあっては4.0m/s²)、細目告示第15条第3項に規定する自動車(細目告示第15条第2項第2号の規定により同条第3項の規定を適用する自動車を含む。)にあっては、積車状態で減速度が6.43m/s²となる制動力及び当該制動力が得られる踏力(被けん引自動車にあっては作動圧)を次の例により記入する。</p> <p>なお、計算値の場合には()書によりその旨付記する。制動力、踏力の記入値は記入値は整数位までとし、10N未満は切り捨てる。</p> <p>また、記入方法は、制動力(踏力)／減速度とする。</p> <p>例 9800(390)/5.0m/s² 12740(440)/6.43m/s² (計算値)</p> <p>29-5 駐車ブレーキ</p> <p>積車状態(<u>製造過程自動車は、許容限度総重量状態</u>)で減速度が1.8m/s² (乗用自動車(細目告示第15条第3項に規定する自動車)又は貨物自動車(細目告示第15条第2項第2号の規定により同条第3項の規定を適用する自動車に限る。)にあっては積車状態で2.0m/s²、大型特殊自動車等(細目告示第15条第5項に規定する自動車)にあっては空車状態で2.0m/s²)となる制動力及び当該制動力が得られる操作力を次の例により記入する。</p>
---	---

なお、計算値の場合には（ ）書によりその旨を付記する。制動力、操作力の記入値は整数位までとし、10N未満は切り捨てる。

また、記入方法は、制動力(操作力)／減速度とする。

例 3130(90)/1.8m/s 2

29-6 (略)

29-7 定地燃料消費率

ガソリン、LPG又は軽油を燃料とする自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した燃料消費率を記入し、試験速度(km/h)を（ ）書で付記する。試験速度は、当該自動車について道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第11条に定める最高速度(政令で定める速度に満たない自動車にあっては、その最高速度)とする。この場合におけるけん引自動車の試験状態は、セミ・トレーラをけん引するけん引自動車にあってはセミ・トレーラと連結した状態とし、フル・トレーラ(ドリー付フル・トレーラを含む。以下同じ。)をけん引するけん引自動車にあってはフル・トレーラと連結した状態及びけん引自動車単体の状態とする。記入値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

なお、1-37によってモード燃料消費率を記入する自動車、31-13によって重量車モード燃料消費率を記入する自動車及び特殊自動車にあっては、記入を省略して差し支えない。

例 20.0(60)

10.5(60)、○○○型と連結時 5.5(60)

29-8～31 (略)

附則5の2

第1 総則

電子申請による申請又は届出を実施する場合の諸元表等の添付書面の作成要領

なお、計算値の場合には（ ）書によりその旨を付記する。制動力、操作力の記入値は整数位までとし、10N未満は切り捨てる。

また、記入方法は、制動力(操作力)／減速度とする。

例 3130(90)/1.8m/s 2

29-6 (略)

29-7 定地燃料消費率

ガソリン、LPG又は軽油を燃料とする自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程(製造過程自動車は、許容限度総重量状態とする。)に基づいて測定した燃料消費率を記入し、試験速度(km/h)を（ ）書で付記する。試験速度は、当該自動車について道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第11条に定める最高速度(政令で定める速度に満たない自動車にあっては、その最高速度)とする。この場合におけるけん引自動車の試験状態は、セミ・トレーラをけん引するけん引自動車にあってはセミ・トレーラと連結した状態とし、フル・トレーラ(ドリー付フル・トレーラを含む。以下同じ。)をけん引するけん引自動車にあってはフル・トレーラと連結した状態及びけん引自動車単体の状態とする。記入値は小数第1位までとし、第2位を四捨五入する。

なお、1-37によってモード燃料消費率を記入する自動車、31-13によって重量車モード燃料消費率を記入する自動車及び特殊自動車にあっては、記入を省略して差し支えない。

例 20.0(60)

10.5(60)、○○○型と連結時 5.5(60)

29-7～31 (略)

附則5の2

第1 総則

電子申請による申請又は届出を実施する場合の諸元表等の添付書面の作成要領

を定める。作成にあたっては、附則5「自動車等の諸元表の記載要領」による他、この要領に定められている記載方法により行うこととする。

適用範囲は、法第75条第1項の規定による自動車の型式についての指定（以下「型式指定」という。）、施行規則第62条の3第1項の規定による検査対象外軽自動車等の型式についての認定（以下「型式認定」という。）、この通達の別添2「新型自動車取扱要領」による届出（以下「新型届出」という。）及びこの通達の附則2「自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領」に規定されている届出等（以下「打刻届出等」という。）とする。

第2・第3 (略)

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の1から56及び59から64に分けて分類する。

2～5 (略)

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～33	(略)	(略)	(略)
34	<u>品質管理システム</u> に係る業務組織及び実施要領を記載した書面	(略)	(略)
35～63	(略)	(略)	(略)
64	<u>変更管理手順</u>	<u>PDF形式</u>	<u>henkou</u>

備考 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

を定める。作成にあたっては、附則5「自動車等の諸元表の記載要領」による他、この要領に定められている記載方法により行うこととする。

適用範囲は、法第75条第1項の規定による自動車の型式についての指定（以下「型式指定」という。）、施行規則第62条の3第1項の規定による検査対象外軽自動車等の型式についての認定（以下「型式認定」という。）、製造過程自動車告示第2条第1項の規定による製造過程自動車の型式の認定（以下「製造過程自動車認定」という。）、この通達の別添2「新型自動車取扱要領」による届出（以下「新型届出」という。）及びこの通達の附則2「自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領」に規定されている届出等（以下「打刻届出等」という。）とする。

第2・第3 (略)

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の1から56及び59から63に分けて分類する。

2～5 (略)

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～33	(略)	(略)	(略)
34	<u>品質管理</u> に係る業務組織及び <u>品質管理</u> の実施要領を記載した書面	(略)	(略)
35～63	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)

備考 製造過程自動車認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に、「完成検査終了証」を「製造過程自動車出荷検査終了証」に読み替える。

別紙2 CSV形式による諸元表の記載要領

別表 1-1

車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表（型式データ項目）

項目番号	諸元項目	諸元項目	項目	属性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	内容	
	名	細分化項目名	ド	ト	ヨー	項目	諸元	諸元	項目	属性								
1~27	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
28	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	・半角数字2桁で下記のいずれかを設定する。 01~15: (略) (削る)

※「諸元項目名」に括弧がある項目は、諸元表に記載を要しない。

①～⑫ (略)

◎：必ず項目コード及び内容を設定

(削る)

○：該当する場合に項目コード及び内容を設定

また、検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

別紙2 CSV形式による諸元表の記載要領

別表 1-1

車両諸元要目表 CSV化レコード項目一覧表 (型式データ項目)

※「諸元項目名」に括弧がある項目は、諸元表に記載を要しない。

①～⑫ (略)

◎：必ず項目コード及び内容を設定

⑬ 製造過程自動車（別添4第2号様式）

○：該当する場合に項目コード及び内容を設定

× : 項目コード及び内容の設定不要

別表1-2

車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項目番号	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	項目名	属性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	内容
1～ 131 (略))	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(略)

※「諸元項目名」に括弧がある項目は、諸元表に記載を要しない。

①～⑫ (略)

◎ : 必ず項目コード及び内容を設定

(削る)

○ : 該当する場合に項目コード及び内容を設定（ただし、RM030 及びRV030 は必ず項目コードを設定）

△ : 項目コード及び内容を任意に設定

× : 項目コード及び内容の設定不要

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1 本要領の適用

本要領は、次に掲げる申請を行う場合に添付する外観図の記載に適用する。

(1)・(2) (略)

× : 項目コード及び内容の設定不要

別表1-2

車両諸元要目表CSV化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項目番号	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	項目名	属性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	内容
1～ 131 (略))	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	(略)

※「諸元項目名」に括弧がある項目は、諸元表に記載を要しない。

①～⑫ (略)

◎ : 必ず項目コード及び内容を設定

⑬ 製造過程自動車（別添4第2号様式）

○ : 該当する場合に項目コード及び内容を設定（ただし、RM030 及びRV030 は必ず項目コードを設定）

△ : 項目コード及び内容を任意に設定

× : 項目コード及び内容の設定不要

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1 本要領の適用

本要領は、次に掲げる申請を行う場合に添付する外観図の記載に適用する。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

2 (略)

別表

項目	区別	対象		備考
		専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	その他の自動車	
寸法	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車装置	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 製造過程自動車告示の規定による製造過程自動車の型式についての認定の申請

(4) (略)

2 (略)

項目	区別	対象		備考
		専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	製造過程自動車	
寸法	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車装置	(略)	(略)	(略)	(略)

荷台 ・ 客 室	(略)	(略)	(略)	(略)		荷台 ・ 客 室	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
灯火 器 器 類	(略)	(略)	(略)	(削る)		灯火 器 器 類	(略)	(略)	(略)	(略)	製造過程自動車にあって は、前照灯、前部霧灯、側 方照射灯、車幅灯、前部上 側端灯、昼間走行灯、側方 反射器（前部）、側方灯（前 部）、駐車灯（前部）、方向 指示器（前部及び側面前 部）を対象とする。	
後 写 鏡 等	(略)	(略)	(略)	(略)		後 写 鏡 等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

トラックのキャブ幅等	(略)	(略)	(略)	数値に「(開口部長さ)」、「(開口部幅)」、「(開口部高さ)」、「(有効長さ)」、「(有効幅)」、と付記すること。 「前部潜り込みを防止する車体構造」及び「突入を防止する車体構造」の場合にあっては、該当する装置の取付位置関係寸法の記載を要しない。また、構造・装置の概要説明書に記載することにより突入防止装置の取付位置関係寸法の記載を省略することができる。	トラックのキャブ幅等	(略)	(略)	(略)	数値に「(開口部長さ)」、「(開口部幅)」、「(開口部高さ)」、「(有効長さ)」、「(有効幅)」、と付記すること。 「前部潜り込みを防止する車体構造」及び「突入を防止する車体構造」の場合にあっては、該当する装置の取付位置関係寸法の記載を要しない。また、構造・装置の概要説明書に記載することにより突入防止装置の取付位置関係寸法の記載を省略することができる。 <u>なお、製造過程自動車にあっては、前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に限る。</u>
------------	-----	-----	-----	--	------------	-----	-----	-----	---

バスの乗降口等	(略)	(略)	(略)	(略)		バスの乗降口等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
連結装置等	(略)	(略)	(略)	(略)		連結装置等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附則7 (略)

附則7－1 (記1関係)

1. ~ 3. (略)

4. 走行又は運転期間中の処理

4. 1 走行又は運転期間中の試験二輪車等又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請二輪車等の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値（以下「換算走行キロ数」という。））が概ね1,000km、及び、それ以降、型式指定規則第3条第2項第8号の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000kmについて

附則7 (略)

附則7－1 (記1関係)

1. ~ 3. (略)

4. 走行又は運転期間中の処理

4. 1 走行又は運転期間中の試験二輪車等又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請二輪車等の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値（以下「換算走行キロ数」という。））が概ね1,000km、及び、それ以降、型式指定規則第3条第2項第7号の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000kmについて

は、申請二輪車等の製作者等の定めるところによるものとし、その後は第一種原動機付自転車にあっては概ね3,000km、第二種原動機付自転車にあっては概ね4,000km、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあっては概ね6,000kmを6ヶ月に換算した場合に適用される点検・整備の項目によるものとする。

ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 (略)

5. ~ 7. (略)

付表1～付表3 (略)

別紙1・別紙2 (略)

附則7-2 (略)

附則7-3 (記1関係)

1～3 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値（以下「換算走行キロ数」という。））が、概ね1,000km、5,000kmに達するごと及び、それ以降、型式指定規則第3条第2項第8号の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000km及び5,000kmについては、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は10,000kmの走行を6ヶ月に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨

は、申請二輪車等の製作者等の定めるところによるものとし、その後は第一種原動機付自転車にあっては概ね3,000km、第二種原動機付自転車にあっては概ね4,000km、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあっては概ね6,000kmを6ヶ月に換算した場合に適用される点検・整備の項目によるものとする。

ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4.2 (略)

5. ~ 7. (略)

付表1～付表3 (略)

別紙1・別紙2 (略)

附則7-2 (略)

附則7-3 (記1関係)

1～3 (略)

4 走行又は運転期間中の処理

4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算したときの値（以下「換算走行キロ数」という。））が、概ね1,000km、5,000kmに達するごと及び、それ以降、型式指定規則第3条第2項第7号の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000km及び5,000kmについては、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は10,000kmの走行を6ヶ月に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨

<p>時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。</p> <p>4.2 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>付表1～付表3 (略)</p> <p>別紙1・別紙2 (略)</p> <p>附則7-4 (略)</p> <p>附則7-5 (記1関係)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 走行又は運転期間中の処理</p> <p>4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算した時の値（以下「換算走行キロ数」という。））が、概ね1,000km、5,000kmに達するごと、及びそれ以降、型式指定規則<u>第3条第2項第8号</u>の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000km及び5,000kmについては、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は10,000kmの走行を6か月に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。</p> <p>4.2 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>付表1～付表3 (略)</p>	<p>時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。</p> <p>4.2 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>付表1～付表3 (略)</p> <p>別紙1・別紙2 (略)</p> <p>附則7-4 (略)</p> <p>附則7-5 (記1関係)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 走行又は運転期間中の処理</p> <p>4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、走行キロ数（試験エンジンの運転の場合には、申請自動車の製作者等が適切である旨を説明できる方法により運転時間を走行キロ数に換算した時の値（以下「換算走行キロ数」という。））が、概ね1,000km、5,000kmに達するごと、及びそれ以降、型式指定規則<u>第3条第2項第7号</u>の点検整備方式（以下「点検整備方式」という。）に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、1,000km及び5,000kmについては、自動車製作者の定めるところによるものとし、その後は10,000kmの走行を6か月に換算した場合に自家用自動車に適用される点検・整備項目によるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。</p> <p>4.2 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>付表1～付表3 (略)</p>
--	--

別紙1・別紙2 (略)	別紙1・別紙2 (略)
附則7-6 (略)	附則7-6 (略)
附則7-7 (記1関係)	附則7-7 (記1関係)
1~3 (略)	1~3 (略)
4 走行又は運転期間中の処理	4 走行又は運転期間中の処理
4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則 <u>第3条第2項第8号</u> の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。	4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則 <u>第3条第2項第7号</u> の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。
4.2 (略)	4.2 (略)
5・6 (略)	5・6 (略)
付表1~付表3 (略)	付表1~付表3 (略)
別紙1・別紙2 (略)	別紙1・別紙2 (略)
附則7-8 (略)	附則7-8 (略)
附則7-9 (記1関係)	附則7-9 (記1関係)
1~3 (略)	1~3 (略)
4 走行又は運転期間中の処理	4 走行又は運転期間中の処理
4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則 <u>第3条第2項第8号</u> の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この	4.1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則 <u>第3条第2項第7号</u> の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この

<p>場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。</p> <p>4.2 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>付表1～付表3 (略)</p> <p>別紙1・別紙2 (略)</p> <p>附則7-10～附則20 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>R2.10.30改正</u></p> <p><u>(適用時期)</u></p> <p><u>1. 本改正規定は、令和3年4月1日より施行する。</u></p>	<p>場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要が生じた場合にあっては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。</p> <p>4.2 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>付表1～付表3 (略)</p> <p>別紙1・別紙2 (略)</p> <p>附則7-10～附則20 (略)</p>
--	---